

秘匿決定等により証人旅費日当請求書の住所欄等の記載が  
省略された場合の取扱いについて

平成30年4月26日

大阪高等裁判所

秘匿決定や検察官による開示に係る措置（刑訴法299条の4）の対象となっている  
証人等が旅費日当請求書に住所や経路を記載することを頑なに拒む等した結果、同請求  
書への住所欄や経路欄の記載が省略された場合の事務処理は下記のとおりとする。

記

- 1 旅費日当請求書の住所欄及び経路欄には「（記載省略）」と記載する。
- 2 旅費日当請求書の備考欄に「○○. ○○. ○○付秘匿決定等あり」等と記載し、  
住所等の記載を省略した事情を明らかにする。
- 3 上記1, 2の取扱いを行う場合は、請求者本人に別紙「国庫金振込通知書」の住  
所及び氏名欄を記載させる。
- 4 旅費日当請求書とともに国庫金振込通知書を会計課経理係に送付する。

以 上